

ミャンマー連邦共和国

社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ2

詳細計画策定調査報告書

平成 23 年 3 月

(2011年)

独立行政法人国際協力機構

人間開発部

人間
J R
11-084

序 文

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」と記す)の社会福祉・救済再復興省社会福祉局(DSW)は、障害者を含む社会的弱者に対する各種の公的福祉サービスの提供を行っている組織ですが、さまざまなニーズに合った施策立案・サービス提供等を行う能力が十分でないことから、社会福祉に携わる行政官育成に係る協力をわが国に対して要請されました。その後、ミャンマー側との協議を経て、社会福祉行政全般を協力分野とするのは困難との判断から、DSWが特に積極的に取り組んでいる手話の普及に焦点をあて、ろう者の団体やろう学校と協力してミャンマー手話の普及を行うことを社会福祉行政官の育成の足がかりとすることとし、2007年12月から3カ年(2010年12月まで)、「社会福祉行政官育成プロジェクト」が実施されました。

当該プロジェクトでは、手話会話集の作成、手話指導者の育成、啓発活動及びそれら活動の計画・実施に係る社会福祉行政官の能力向上等の成果を上げてきましたが、達成された成果の更なる拡大が必要であるとして、ミャンマー政府からわが国に対し、同プロジェクトフェーズ2の実施要請がありました。

これを受けて、独立行政法人国際協力機構は、2010年11月に詳細計画策定調査団を派遣し、ミャンマー政府及び関係機関との間で、詳細計画策定に係る協議を行いました。本報告書は、当該詳細計画策定調査団による協議結果を取りまとめたものです。

ここに、本調査にご協力いただいた内外の関係者の方々に深い謝意を示すとともに、引き続き一層の支援をお願いする次第です。

平成 23 年 3 月

独立行政法人国際協力機構

人間開発部長 **萱島 信子**

目 次

序 文
目 次
地 図
写 真
略語表

第 1 章 詳細計画策定調査団の概要	1
1 - 1 要請の背景・経緯	1
1 - 2 詳細計画策定調査の目的	1
1 - 3 調査団の構成	1
1 - 4 調査日程	2
1 - 5 主要面談者	2
第 2 章 ミャンマーのろう者支援の現状と課題	4
2 - 1 ろう者に関する統計	4
2 - 2 ろう者支援に係るミャンマー政府の政策	5
2 - 3 フェーズ 1 の成果と課題	5
2 - 3 - 1 フェーズ 1 の成果	5
2 - 3 - 2 フェーズ 1 における課題	6
2 - 4 他ドナーによる支援の状況	7
第 3 章 プロジェクトの基本設計	8
3 - 1 プロジェクトの基本構想	8
3 - 2 実施体制	8
3 - 3 プロジェクトの概要	10
3 - 3 - 1 実施期間	10
3 - 3 - 2 プロジェクトサイト	10
3 - 3 - 3 上位目標	11
3 - 3 - 4 プロジェクト目標	11
3 - 3 - 5 成果及び活動	11
3 - 3 - 6 投入	12
3 - 3 - 7 外部条件（満たされるべき外部条件）	13
第 4 章 プロジェクトの評価	14
4 - 1 妥当性	14
4 - 2 有効性	14
4 - 3 効率性	15
4 - 4 インパクト	15

4 - 5 持続性..... 16

第5章 団員所感..... 17

5 - 1 総括所感（団長：JICA国際協力専門員 久野研二）..... 17

5 - 2 団員所感（企画助言：JETROアジア経済研究所 森 壮也）..... 21

5 - 3 団員所感（手話教授法：日本手話研究所 赤堀仁美）..... 24

付属資料

1 . 調査日程表..... 29

2 . ミニッツ（M/M）..... 30

3 . PDM（日本語版）..... 50

4 . 討議議事録（R/D）..... 51

地図（ミャンマー連邦共和国）



プロジェクトサイト

写 真



森団員によるマンダレータスクフォースへのインタビュー
(インタビューはミャンマー手話及び国際手話等を駆使して行われた。)



社会福祉局（DSW）との協議



M/M 署名（社会福祉局長、久野団長）

略 語 表

略 語	欧 文	和 文
AusAID	The Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
CBR	Community Based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CODA	Children of Deaf Adults	コーダ（ろう者の親をもつ聴者のこと）
C/P	Counterpart	カウンターパート
DfID	Department for International Development	英国国際開発省
DSW	Department of Social Welfare	社会福祉局
EU	European Union	欧州連合
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ、協議議事録
NAP	National Action Plan	国家活動計画
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
R/D	Record of Discussions	討議議事録
TLMI	The Leprosy Mission International	ハンセン病・ミッション・インターナショナル
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画

第 1 章 詳細計画策定調査団の概要

1 - 1 要請の背景・経緯

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」と記す）社会福祉・救済再復興省社会福祉局（Department of Social Welfare：DSW）は、幼児、児童、青少年、女性、高齢者、障害者、薬物中毒者に対する各種公共福祉サービスを提供しているが、同省の各施設は専門の福祉サービスを提供するキャパシティが不足しており、福祉を必要とする各グループに対し、十分に対応ができていない。特に障害者への公的サービス提供は大きく立ち遅れており、この分野に携わる行政官の人材育成が強く求められている。

かかるニーズに対し、DSWから社会福祉行政官育成に係る要請が提出され、2006 年度案件として採択された。

その後のDSWとの協議を通じて、社会福祉行政は広範にわたるため、行政官の育成のためには実行可能性の高い具体的課題を選定し、実際の問題解決の過程を通じて経験の蓄積と能力向上を図ることが現実的、効果的であるとミャンマー側、日本側の合意が形成された。

社会福祉行政官が、関連ステークホルダーと密に協力し、ニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供する過程のなかで、その能力向上を図ることを狙いとして、DSWが積極的に取り組んでいる手話の統一・普及に焦点をあて、2007 年 12 月から 2010 年 12 月まで「社会福祉行政官育成プロジェクト」が実施された。

長期専門家 1 名（業務調整 / 研修計画）及び手話教授法等の短期専門家延べ 11 名の派遣、並びに本邦でのカウンターパート（Counterpart：C/P）研修等を実施し、DSWとろう者の緊密な連携により、ミャンマー手話の普及、啓発の分野で大きな成果を上げてきた。

しかしながら、ろう者の社会参加を更に促進していくには依然として課題は多い。聴者とろう者のコミュニケーションを支援する人材はほとんど育成されておらず、ろう者の社会参加を妨げる一因となっている。本プロジェクトフェーズ 1 で達成された成果を更に継続的に発展させるため、フェーズ 2 においては、将来的な手話支援者¹の育成をめざし、手話指導者の育成を継続していくことが求められている。

1 - 2 詳細計画策定調査の目的

(1) 本プロジェクトフェーズ 2 の内容及び実施体制等についてミャンマー側関係者と協議を行い、プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM） 討議議事録（Record of Discussions：R/D）案を添付し、合意事項について取りまとめた会議議事録に署名する。

評価 5 項目の観点からプロジェクト計画を評価し、報告書に取りまとめる。

¹ ミャンマーの現状にかんがみると、短期的に手話通訳者の育成は困難であるところ、本プロジェクトでは手話によるコミュニケーション支援を行う者を「手話支援者」（Sign Language Supporter）と称する。

1 - 3 調査団の構成

担当分野	氏名	所属
団長 / 総括	久野 研二	JICA国際協力専門員
企画助言	森 壮也	JETROアジア経済研究所
手話教授法	赤堀 仁美	全日本ろうあ連盟
協力企画	西村 愛志	JICA人間開発部社会保障課
評価分析	伊藤 治夫	コンサルタント
手話通訳	宮原 麻衣子	
手話通訳	松井 美奈子	

1 - 4 調査日程

付属資料1のとおりである。

1 - 5 主要面談者

(1) ミャンマー側関係者

1) 社会福祉局 (DSW)

Mr. Soe Kyi (局長)

Mr. Aung Tun Khaing (副局長)

Mr. Saw Win (リハビリテーション課長)

Mr. U Tin Win (リハビリテーション副課長)

Ms. Yu Yu Swe (リハビリテーション課長補佐)

Ms. Khin San Yee (リハビリテーション課長補佐)

Mr. Aung Kyaw Moe (マンダレー管区 副所長)

2) 社会福祉行政官育成プロジェクト (タスクフォースメンバー)

Ms. Yadana Aung

Mr. Kyaw Zin Win

Mr. Aye Soe

Ms. Myat Aung Naing Thant

Ms. Maw Maw Soe

Mr. Tun Min Aung

Mr. Tin Aye Ko

Ms. Shee Myar

Mr. Kyaw yu

Mr. Bo Bo Kyaing

Mr. Win Naing

Ms. New Hear Paw

3) ヤンゴン統合教育校

Ms. Ichin San Aye (校長)

Ms. Tint Tint副校長

4) ヤンゴン教育省

Ms. San San Myint

5) メアリー・チャップマンろう学校

Ms. Margaret Kyaw Mya (校長)

Ms. Daw Bway Say Wah (副校長)

(2) 日本側関係者

1) 在ミャンマー日本大使館

鈴木光次参事官

多田清文書記官

2) JICA専門家

小川美都子専門家(業務調整/研修計画)

3) JICAミャンマー事務所

宮本秀夫所長

齋藤克義次長

松岡源所員

笠原奈美企画調査員

第2章 ミャンマーのろう者支援の現状と課題

2 - 1 ろう者に関する統計

2008年、2009年にミャンマーで初めての身体、視覚、聴覚、知的の各種障害者に関する調査が、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)の支援を受けたNGO、ハンセン病・ミッション・インターナショナル(The Leprosy Mission International: TLMI)により実施された。ミャンマー全国の16の管区・地域の108,000世帯を対象として行われた標本調査の結果、表2 - 1に示すとおり、国民の2.32%が上記いずれかの障害をもっていることが確認された。

表2 - 1 障害区分別の各管区・地域の障害者率(%)

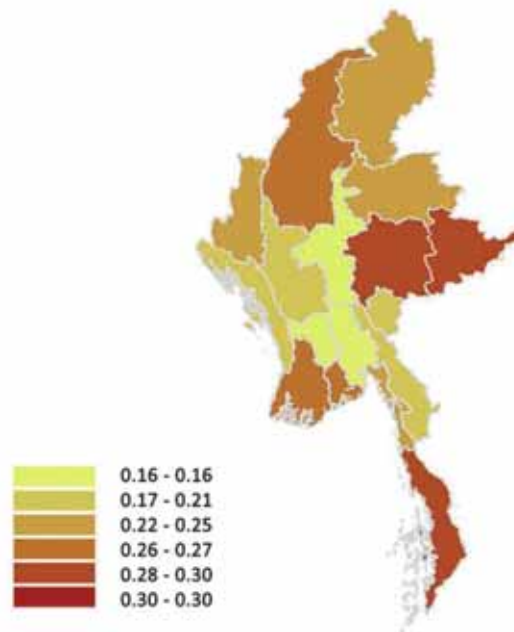
	Physical	Seeing	Hearing	Intellectual	Total
Ayeyawaddy	2.43	0.33	0.26	0.25	3.27
Bago	1.44	0.28	0.16	0.19	2.07
Kayin	1.58	0.26	0.21	0.14	2.19
Magway	1.28	0.34	0.17	0.11	1.90
Mandalay	1.24	0.24	0.16	0.13	1.76
Mon	2.04	0.32	0.24	0.19	2.78
Yangon	1.91	0.31	0.27	0.27	2.75
Kachin	1.97	0.31	0.25	0.17	2.70
Kayah	1.82	0.29	0.21	0.23	2.56
Chin	1.14	0.31	0.22	0.19	1.86
Sagaing	1.32	0.43	0.27	0.17	2.19
Taninthayi	1.63	0.25	0.30	0.21	2.39
Rakhine	1.31	0.27	0.17	0.15	1.90
Shan (S)	1.01	0.18	0.28	0.14	1.61
Shan (N)	1.03	0.20	0.25	0.15	1.63
Shan (E)	0.94	0.22	0.29	0.17	1.63
National	1.58	0.31	0.24	0.19	2.32

以上のことから、ミャンマー全体では約120万人が上記いずれかの障害を有しており、うち約13万人(0.24%)が聴覚障害を有すると推計される。また、以下のような点が指摘されている。

- ・ 障害者の生活水準は国家の平均以下であり、15%のみが自立した生活を営むことが可能である。
- ・ 高等教育を受けた障害者は全体の10%以下である。
- ・ コミュニティへの社会参加、障害者の生活向上のための支援プログラムに参加できない。

同調査結果を基に、DSWにより、障害者支援にかかわる国家活動計画(Myanmar National Plan of Action for persons with Disabilities 2010-2012)が策定された。

次に示す図2 - 1は、各州・地域における聴覚障害者の割合を表す。



出所：Myanmar National Disability Survey 2010

図 2 - 1 各管区・地域の聴覚障害者率

2 - 2 ろう者支援に係るミャンマー政府の政策

2008年に制定された憲法の32条で、政府による障害者支援が明記されているほか、前述のとおり障害者への調査結果を基に、障害者支援に係る国家活動計画(Myanmar National Plan of Action for Persons with Disabilities 2010-2012)が策定された。同アクションプランには障害者の地域に根ざしたりハビリテーション(Community Based Rehabilitation : CBR)を通じた地域社会での支援を中心とした活動が計画されており、その実施に際しては、UNDPを中心とした開発パートナーによる支援が計画されている。同アクションプランにはろう者を特定した支援内容は明記されていないが、障害者の医療、教育、地域社会での基本的な社会サービスへのアクセス向上による社会参加の促進が提起されている。

また、1993年に制定された児童法(Child Law)には、障害をもつ児童が特別支援教育校(DSW 管轄) ボランティアソーシャルワーカー、NGO等を通じた基礎教育及び職業訓練及びその他の国家によるさまざまな支援を受ける権利が規定されている。

2 - 3 フェーズ1の成果と課題

2 - 3 - 1 フェーズ1の成果

「社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ1」(以下、フェーズ1)においては、表2-2に示すとおり、すべての評価指標が達成された。特に、プロジェクトで作成されたミャンマー手話会話集は、手話の単語だけでなく、手指以外の動作で表現される文法要素も含んだ画期的なものであり、マレーシアなど他のアジア諸国でもモデルとして紹介されている。さらに、当初計画から追加的に実施された地方における手話啓発活動も順調に実施され、全国へのミャンマー手話の普及をめざした上位目標の実現に高いインパクトを与えている。この背景には、プロジェクトを通して、ろう者のエンパワメントが促進され、それに伴い聴者の意識改革によるろう者、聴者間の連携体制が強化されたことが活動の促進要因となっている。フェーズ1で育成されたタスクフォースを中心とした人的資源が、「社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ

2」(以下、フェーズ2)における手話支援者育成に効果的に活用されることが見込まれる。

表2-2 フェーズ1における評価指標達成度

指 標	達成度
プロジェクト目標: 社会福祉行政官とろう者コミュニティ及びその他プロジェクト関係者が共同でミャンマー手話を普及する体制が強化される。	
1. 社会福祉行政官とろう者を含む関係者の共同で実施した活動の事例 2. ミャンマー手話会話集受領者の会話集への満足度が5段階の4以上と評価される。 3. ミャンマー手話研修の参加者の理解度が5段階の4以上と評価される。 4. ミャンマー手話研修の参加者の理解度が5段階の4以上と評価される。	1. 手話会話集作成、手話研修の実施 2. 手話会話集の満足度：4.0 3. 手話研修参加者の満足度：4.5 4. 手話研修参加者の手話への理解度：4.0
成果1: タスクフォースがミャンマー手話教材及び手話研修を評価する技術を習得する。	
1-1. タスクフォースがミャンマー手話会話集と研修の評価ツールを作成する。 1-2. タスクフォースによる評価報告書の作成数	1-1. 手話会話集、研修評価ツールが作成された。 1-2. タスクフォースにより最終評価報告が実施された。
1-3. 評価報告書の結果が反映された事例	1-3. 研修評価の結果は反省会等を通して、研修の改善に活用されている。
成果2: ミャンマー手話会話集がろう者コミュニティの主導により作成される。	
2-1. ミャンマー手話会話集の作成 2-2. タスクフォースのミャンマー手話会話集に対する満足度が5段階の4以上と評価される。 2-3. ミャンマー手話会話集の配布数	2-1. ミャンマー手話会話集が作成された。 2-2. タスクフォースの会話集への満足度：4.8 2-3. ミャンマー手話会話集の配布数：5,912
成果3: タスクフォース、ファシリテーターがミャンマー手話教材に基づき、手話指導の技術を習得する。	
3-1. タスクフォースがミャンマー手話研修の指導計画を作成する。 3-2. 参加者の指導に関する知識についての理解度が5段階の4以上と評価される。 3-3. 参加者の教材についての満足度が5段階の4以上と評価される。	3-1. ミャンマー手話研修の計画が作成された。 3-2. 手話研修参加者の手話の理解度：4.0 3-3. 手話教材への満足度：4.0
成果4: ろう者に関するコミュニティ(一般市民)の意識が向上する。	
4-1. 州レベルで実施するミャンマー手話研修の開催数と参加人数 4-2. 州レベルで実施するミャンマー手話研修の参加者のろう者についての理解度が5段階の4以上と評価される。	4-1. 12州でミャンマー手話研修が実施され375名が参加 4-2. 参加者のろう者への理解度：4.8

2-3-2 フェーズ1における課題

フェーズ1の課題として以下の点が挙げられる。これらをフェーズ2において改善することにより、今後のプロジェクト効果の更なる向上が期待される。

(1) プロジェクトの持続性

プロジェクトでの啓発ワークショップの実施等、活動はほぼ日本側予算により実施されてきた。今後の継続的な手話普及活動の実施に際しては、相手側負担も考慮したワークショップの実施が求められる。限られた社会福祉予算の効率的活用のための手段として、既

存の研修制度を活用するなどの効率的な研修計画の策定が、将来計画として、DSWにより提言されている。

(2) タスクフォースメンバーの身分保障

タスクフォースメンバーの大部分はボランティアとしてプロジェクト(フェーズ1)の活動に参画してきた。今後もタスクフォースのメンバーとして、他のろう者の社会参加に貢献したいといった意見がある一方で、プロジェクト業務と本業との両立が困難であるといった意見もある。今後の活動の継続には、ボランティアで参加しているメンバーへの生活保障の検討が求められる。

(3) ワークショップ参加者

プロジェクト後半で実施された手話啓発ワークショップは、研修効果を考慮し、各州・地域からの参加人数を30名に限定して実施してきた。ワークショップへの参加者はDSWにより、教育省、保健省等の地域事務所、NGO等を対象として募集を行ったが、対象人数が限定されていたことから、受講の意向があっても研修に参加できない人がいた。DSWは、手話を学びたい一般の人々及び地方のろう者に対しても手話を普及したいとの意向があるため、今後、手話啓発ワークショップの参加者の選定に関しては、その目的を明確化することで適切な人選がなされることが望まれる。

2 - 4 他ドナーによる支援の状況

DSWは障害者支援においてUNDP及びNGOであるTLMIとの連携により、障害者分野の調査、国家活動計画(National Action Plan : NAP)の策定を実施しており、NAPに基づいて、700名の障害者が生活支援、補助器具、理学療法、カウンセリング等の支援をTLMIの障害者リソースセンターを通して実施している。また、他の開発パートナー〔英国国際開発省(DfID)、オーストラリア国際開発庁(AusAID)、欧州連合(EU)等〕との間に障害者支援分野の運営委員会が組織されている。しかし、ろう者支援に特化した活動を実施している他のドナーは確認されていない。

第3章 プロジェクトの基本設計

3 - 1 プロジェクトの基本構想

プロジェクトフェーズ2においては、手話指導者²のキャパシティ・デベロップメントを中心的な活動と位置づけている。手話指導者が、コミュニティでの基礎的なコミュニケーション支援を行える者（手話支援者³）を育成する計画である。ただし、手話支援者の育成には長期的視点が必要となるため、今後3年間でのプロジェクト期間内においては、手話指導者の育成を中心的な目標とし、手話支援者への指導は手話指導者のキャパシティ・デベロップメントの一環（Learning by Teaching）と位置づける。プロジェクトにより育成された手話指導者が、プロジェクト終了後、支援者育成を継続することにより、長期的には手話通訳者が養成されることを見据えた計画となっている。

プロジェクト期間内に手話指導者による研修を受講する手話支援者は、将来的に学校、病院、役所等の施設において、ろう者支援を実施することが計画されている。また、フェーズ1から実施されている手話啓発活動を継続するほかの管区・地域での実施については、DSWが主導して（日本人専門家は側面支援のみを行う）フェーズ1で育成されたタスクフォースを中心として実施していくことが同意されている。さらに、フェーズ1において策定された手話教材は基礎的な内容のものであるため、手話支援者育成のための教材作成を進めていくこととしている。

3 - 2 実施体制

本プロジェクトのミャンマー側C/P機関は、社会福祉・救済再復興省DSWであり、DSW局長を合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）委員長、DSW副局長をJCC副委員長兼プロジェクト・ダイレクター、DSWリハビリテーション課長をプロジェクト・マネージャーとする。また、JCCメンバー及びC/Pに、元マンダレーろう学校校長であり、プロジェクト（フェーズ1）の中核的役割を担ってきたDSW課長補佐（薬物中毒者リハビリテーション担当）をメンバーに加えることとなった。

（1）JCCメンバー

- ・ 委員長：DSW局長（Director General）
- ・ 副委員長：DSW副局長（Deputy Director General）
- ・ 委員：DSW（マンダレーろう学校、マンダレー管区を含む）、ろう者組織（ヤンゴン、マンダレー）、メアリー・チャップマンろう学校代表者、手話指導者代表者
- ・ 日本側関係者（JICA専門家、JICAミャンマー事務所）

（2）C/P

- ・ プロジェクト・ダイレクター：DSW副局長
- ・ プロジェクト・マネージャー：DSWリハビリテーション課長
- ・ DSWマンダレー支部副支部長

² 本プロジェクトでは手話支援者への手話指導を行う人材を「手話指導者」（Sign Language Trainer）と称する。

³ 本プロジェクトでは高度な通訳ではなく生活上の必要な支援、例えばDSWへの申請や学校でのPTA活動などにおいてろう者と聴者の仲立ちをする人材を「手話支援者」（Sign Language Supporter）と称する。

- ・ リハビリテーション課 課長補佐（障害者リハビリテーション）
- ・ リハビリテーション課 課長補佐（薬物中毒者リハビリテーション）
- ・ マンダレーろう学校校長
- ・ メアリー・チャップマンろう学校校長

（３）手話指導者

フェーズ１のタスクフォースから教授能力の高い６名のろう者、２名の聴者、計８名（ヤンゴン４名、マンダレー４名）を今後のモデルとなる手話指導者として選出する。現在想定されている指導者候補のなかには、フェーズ１からボランティアとしてタスクフォースの活動に参画している者も含まれている。フェーズ２における手話指導者としての業務は、長期の研修を要し、また専任としての手話指導業務の実施が求められることから、本業をもちつつボランティアとしてプロジェクトに参加することは困難である。これら指導者が手話指導者としての業務に専念できるよう、生活をDSWが保障することが同意されている。

また、効率性の観点からヤンゴン、マンダレーの指導者が合同で指導者研修を受講し、手話支援者の育成を行うことを計画していることから、マンダレーの４名の指導者に関しては、プロジェクト期間中はヤンゴンを生活拠点とし、プロジェクト終了後にマンダレーに戻り、マンダレーで活動を継続することを検討している。そのため、指導者の人選に関しては、本人の指導能力に加え、ヤンゴンに拠点を置くことが可能であることが選定条件となる。ヤンゴンでの宿泊は、DSWの研修センターの活用がDSWにより検討されている。

（４）手話支援者

手話支援者として、DSW及び他の省庁等から２０名程度の候補者を今後のモデルとなる人材として選出する。育成された手話支援者は学校、病院、市役所等に配属、もしくは要請に応じて各所属先から派遣されることを想定しており、ろう者への基本的なコミュニケーション支援業務をフルタイムとして担当することを想定している。さらに将来的には、手話支援者の中から手話通訳として、学校の授業や法廷での支援を行う人材を育成することを想定している。

手話支援者の候補者は、過去にプロジェクトで実施している手話啓発ワークショップを受講したことのある人物が想定されているが、手話のレベルは基礎的なものにとどまっているため、フェーズ２で手話指導者が実施する研修にフルタイム（もしくはそれに近い形）で参加し手話能力を向上させる必要がある。プロジェクト開始後、約１年間は手話指導者への指導者研修を実施する予定であり、その後、手話指導者による手話支援者の育成を開始する予定であるところ、プロジェクト開始後に長期の研修参加が可能な候補者がDSWにより選定される予定である。

（５）タスクフォース、ファシリテーター

フェーズ１ではプロジェクトの実施にあたり、以下のようにマンダレー、ヤンゴン双方からタスクフォース及びファシリテーターを選出した。

- ・ タスクフォース
 - 役割：プロジェクト活動を中心的に推進する。

- 構成：DSW職員、ろう学校教員、ろう協会会員（計 20 名）
- ・ ファシリテーター
 - 役割：手話研修実施等の補佐
 - 構成：ろう学校教員、ろう協会会員（計 12 名）

フェーズ 2 においては、マンダレー、ヤンゴン各 4 名の計 8 名が今後のモデルとなる手話指導者としてプロジェクト業務に従事することが計画されている。一方で残りのタスクフォース及びファシリテーターに関しては、全管区・地域で実施する啓発ワークショップの講師を専門家の支援により実施することにより、継続的な手話指導能力の向上を図る。

3 - 3 プロジェクトの概要

フェーズ 2 においては、プロジェクト目標の達成のため、DSWの体制整備（成果 1）、手話指導者の養成（成果 2）、手話支援者の育成（成果 3）、手話の啓発活動（成果 4）の 4 つの成果（アウトプット）とそれに伴う活動が計画されている（図 3 - 1 参照）。日本人専門家の支援の下、それぞれの成果が達成されることで相乗効果が期待され、プロジェクト目標である DSW による、手話指導者の手話支援者への手話指導能力の向上を図る。

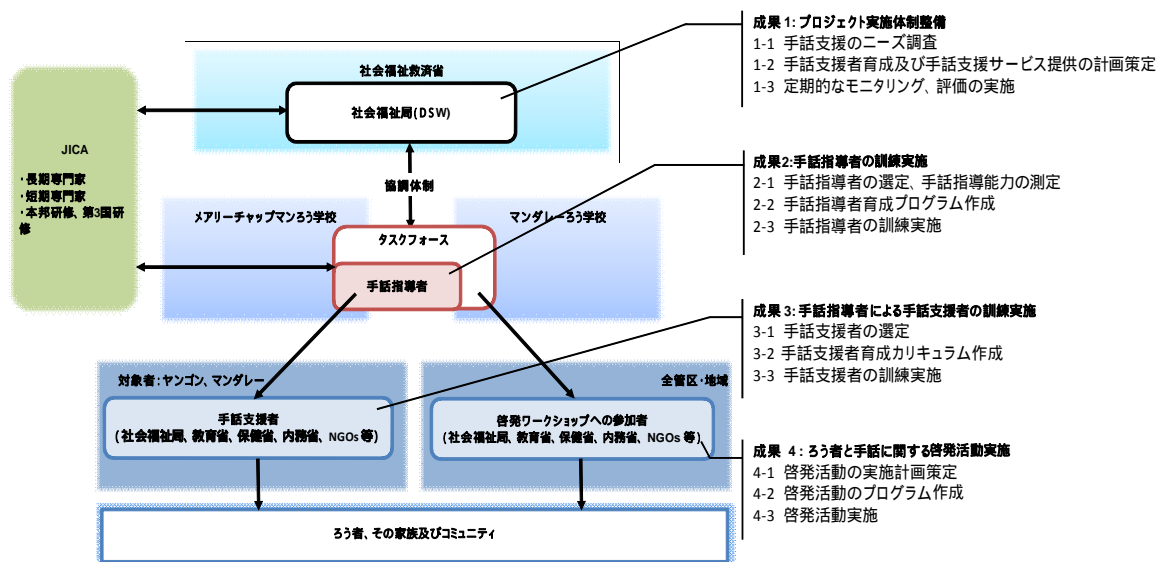


図 3 - 1 プロジェクト実施体制

3 - 3 - 1 実施期間

協力期間はフェーズ 1 同様に、2011 年 5 月～2014 年 5 月（案）の 3 年間とする。

3 - 3 - 2 プロジェクトサイト

フェーズ 1 においては公立のろう学校⁴が所在するマンダレー及び NGO としてのメアリー・チャップマンろう学校が所在するヤンゴンの双方を対象地域としてプロジェクトが実施されてきた経緯がある。フェーズ 2 においては、専門家の負担の軽減及び研修施設の利用が可能である

⁴ ヤンゴンに所在するメアリー・チャップマンろう学校は NGO により運営されている。

ことを理由に、手話指導者及び手話支援者の育成を共にヤンゴンを拠点として行うこととなった。研修施設としてヤンゴンのDSWの研修センターを活用し、専門家も同一施設に常駐することを検討している。

一方でプロジェクトサイトを完全にヤンゴンに移すことはフェーズ 1 で育成されたマンダレーの他のタスクフォースの活動参加機会を減らし、指導能力の維持を困難にすることが想定されることから、成果 4 における啓発活動においては、手話指導者以外の他のタスクフォースを活用することにより、活動への参加機会を維持すると同時に、専門家による定期的なモニタリングにより、指導能力の継続的な向上を図る。

3 - 3 - 3 上位目標

DSWにより、ろう者の社会参加促進のための手話指導者の手話支援者への指導及び手話支援サービスが継続される。

【指標・目標値】

1. プロジェクト終了後に育成された手話支援者の数
2. 手話支援サービス利用者数
3. 手話支援サービス利用者の満足度

*目標値の設定は、本プロジェクト開始後実施する。

3 - 3 - 4 プロジェクト目標

DSWにより、手話指導者の手話支援者への手話指導能力が向上される。

【指標・目標値】

1. 手話指導者の指導力
2. 手話支援者の手話能力

3 - 3 - 5 成果及び活動

(1) 成果 1

手話支援者育成及び手話支援サービス提供のための実施体制がDSWにより整備される。

【活動】

- 1-1. 手話支援のニーズ調査を実施する。
- 1-2. 手話支援者育成及び手話支援サービス提供の計画を作成する。
- 1-3. 定期的なモニタリング、評価を実施する。

【指標・目標値】

- 1-1. 選定された手話支援者の数
- 1-2. 手話支援者育成及び手話支援サービス提供の計画

(2) 成果 2

手話指導者の訓練が実施される。

【活動】

- 2-1 . 手話指導者を選定し、手話指導能力を測定する。
- 2-2 . 手話指導者育成プログラムを作成する。
- 2-3 . 手話指導者の訓練を実施する。

【指標・目標値】

- 2-1 . 訓練された手話指導者の数
- 2-2 . 参加者の満足度
- 2-3 . 参加者の理解度

(3) 成果 3

手話指導者により、手話支援者の訓練が実施される。

【活動】

- 3-1 . 手話支援者を選定する。
- 3-2 . 手話支援者育成カリキュラムを作成する。
- 3-3 . 手話支援者の訓練を実施する。

【指標・目標値】

- 3-1 . 訓練された手話支援者の数
- 3-2 . 参加者の満足度

(4) 成果 4

ろう者と手話に関する啓発活動が実施される。

【活動】

- 4-1 . 啓発活動の実施計画を立てる。
- 4-2 . 啓発活動のプログラムを作成する。
- 4-3 . 啓発活動を実施する。

【指標・目標値】

- 4-1 . 啓発活動実施回数
- 4-2 . 啓発活動への参加者数
- 4-3 . 参加者の満足度
- 4-4 . 参加者の理解度

3 - 3 - 6 投入

<日本側>

- 1 . 長期専門家：業務調整 / 研修計画

2. 短期専門家
 - ・手話通訳者育成
 - ・手話指導教材作成
3. 本邦研修
4. 機材供与
5. 運営指導調査

<ミャンマー側>

1. C/P配置
 - DSW、リハビリテーション課 課長
 - リハビリテーション課 副課長
 - リハビリテーション課 課長補佐
 - マンダレーろう学校 校長
 - DSWマンダレー支部 副支部長
 - メアリー・チャップマンろう学校 校長
2. 専門家執務スペース
3. 訓練スペース（研修センター等）
4. プロジェクト活動経費の一部負担（ワークショップ開催時の会場提供等）

3 - 3 - 7 外部条件（満たされるべき外部条件）

- (1) 上位目標達成のための外部条件
 - DSWの実施体制が変わらない。
- (2) 成果達成のための外部条件
 - タスクフォースメンバーが業務を継続する。

第4章 プロジェクトの評価

4 - 1 妥当性

本プロジェクトは以下の点から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 2008年に制定された憲法の第32条で、政府による障害者支援が明記されている。また、UNDPの支援の下、ろう者を含む障害者の社会参加の推進を目的としたNAPが制定された。NAPでは障害者の社会参加の促進として、教育機会の提供、コミュニティにおける啓発の促進が示されており、手話支援者の育成による、ろう者の社会参加を目的とした本プロジェクトはミャンマー側の政策と合致する。
- ・ わが国のミャンマー国事業展開計画において、本プロジェクトを含む「障害者支援プログラム」は開発課題「社会的弱者をとりまく社会環境の改善」の下に位置づけられている。
- ・ 日本は手話通訳の養成、メディアによる啓発活動等に豊富な経験と実績を有しており、プロジェクト・デザインにはこれらの経験が有効に反映されている。
- ・ 学校、病院、警察等の公共の場での手話支援者への高いニーズが確認されている。また、ろうの学生を受け入れている統合教育校では、ろう児が学習に困難を抱えており、ろう学校での補習が不可欠な状況にあるなど、教育現場における支援の必要性が確認された。

4 - 2 有効性

本プロジェクトは以下の点から有効性が見込める。

- ・ プロジェクト目標「DSWにより、手話指導者の手話支援者への手話指導能力が向上する。」の達成のために、DSWの体制整備、手話指導者の養成、手話支援者の育成といった3つの成果（アウトプット）とそれに伴う活動が計画されている。また、上位目標であるろう者の社会参加の促進に不可欠な成果4が設定されていることから、プロジェクト目標、上位目標達成のために十分な成果が計画されている。
- ・ 手話指導者の主体はろう者であり、プロジェクトでは当事者であるろう者の手話指導能力を向上させることにより、プロジェクト目標の達成に向けた活動を推進させることをめざしている。また、ろう者コミュニティをタスクフォースとして活動の中心に据えることにより、プロジェクトへの主体性が向上し、ろう者の社会参加に貢献するといった、フェーズ1の教訓がプロジェクトの計画に反映されている。
- ・ プロジェクト目標の評価指標として、手話指導者の指導力及び手話支援者の手話能力を測定することにより、手話指導者の育成状況を把握する。これらの指標の測定に際しては、日本人専門家による手話指導力チェック、手話能力の試験等により個人の上達度が確認されることを想定している。プロジェクト開始後、ベースライン調査として、現状の手話指導者及び支援者の候補者のレベルを確認することにより、プロジェクト期間での達成レベルを調整する。
- ・ プロジェクト目標達成のためには、手話指導者が専任で業務を継続する必要があることから、手話指導者が専任としてプロジェクトのかかわれる体制を構築することが求められる。現在、ボランティアベースでプロジェクトに参画している指導者候補のタスクフォースに対して、DSWによる給与支給及びNGO等のパートナーの支援による生活保障がDSWにより検討されていることから、この想定される阻害要因がプロジェクト内で対処される

可能性は高い。

4 - 3 効率性

本プロジェクトは、以下の点から効率的な実施が見込める。

- ・ 本計画では、手話指導者及び支援者の育成をヤンゴンで実施することとしている。対象地域にはフェーズ 1 の対象地域であったマンダレーも含めるが、訓練の実施地域をヤンゴンに限定することにより、専門家による効率的な指導、研修運営が可能となる。
- ・ プロジェクトの直接被益者は手話指導者の 8 名、手話支援者 15～20 名、啓発ワークショップ参加者 500 名程度が想定される。プロジェクトで育成される手話指導者、手話支援者はともにモデルとして位置づけられ、プロジェクト終了後、ミャンマー側がモデルを活用し、将来的に手話通訳者の育成をめざす計画としている。プロジェクト期間内の被益人数は限定しているが、指導者、支援者が現時点で存在していない同国において、このような人材を無から育成することは、投入に対して十分な成果の発現が期待される。一方で最終被益者としては、ミャンマーの聴覚障害者 13 万人⁵が想定される。
- ・ 手話指導者は、フェーズ 1 において育成されたタスクフォースのなかから手話指導技術の高いメンバーを選定することとなっている。選定にあたっては、短期専門家による手話技術の評価レポートを参照し、専門的な知見から、手話支援者を効果的に育成することができる体制を構築する。
- ・ 支援者育成のため、DSWの既存の研修施設提供が計画されており、現地リソースを用いた効率的なプロジェクト運営が期待される。

4 - 4 インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予想できる。

- ・ 上位目標には「DSWによる、ろう者の社会参加促進のための手話指導者の手話支援者への指導及び手話支援サービスの継続」が計画されている。プロジェクト目標であるDSWによる手話指導者の育成により、支援者の育成がプロジェクト終了後も継続することが想定され、将来的な上位目標の達成が見込まれる。
- ・ 手話支援者の育成、支援サービスの提供に関する計画をプロジェクト開始後にDSWが策定することが活動に含まれている。また、DSWからプロジェクト終了後も手話支援者の育成を継続する意向が示されており、プロジェクト終了後の上位目標の達成に対するDSWからの高いコミットメントが確認された。
- ・ 上位目標を測定する指標として、育成された手話支援者による手話支援サービス利用者数、満足度が設定されていることから、手話支援者によるサービスの質と量を測定することによるプロジェクト効果の上位目標への貢献度を確認するための適切な指標設定がなされている。

⁵ Myanmar National Disability Survey 2010の結果を基に算出した。調査は聴覚障害者を対象としており、ろう者の人数とは異なる。

4 - 5 持続性

本プロジェクトの持続性は以下の通り見込める。

- ・ DSWはフェーズ 1 の成果を高く評価しており、ミャンマー手話の普及に積極的に取り組む姿勢を示している。また、2008 年に憲法に「政府による障害者支援の実施」が明記され、NAP (2010-2012) に基づいた「ろう者を含む障害者の社会参加をめざした活動」が開始されていることから、障害者支援分野における政策的支援が継続される可能性は高い。
- ・ フェーズ 1 において、DSWは積極的にプロジェクトを支援しており、高いオーナーシップが確認された。プロジェクトで策定されたミャンマー手話の普及に関して、他管区・地域のDSWを取り込んだ普及計画を策定していることは、DSWのプロジェクトへの長期的なコミットメントを示すものである。
- ・ フェーズ 1 では活動にかかるほとんどの経費をプロジェクトにより負担したが、フェーズ 2 においては、啓発活動の一部の経費負担及び手話指導者への生活保障、研修施設の提供などが計画されている。また、プロジェクト終了後は、手話支援者の育成をDSWの通常研修に含めることも検討されており、継続的な支援者の育成が期待できる。

第5章 団員所感

5 - 1 総括所感（団長：JICA国際協力専門員 久野研二）

2010年まで3年間にわたり実施された「ミャンマー連邦共和国 社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）プロジェクト」は長期及び短期の専門家、本邦研修を実施した諸機関、在外事務所、そしてミャンマー政府及びC/P諸機関の努力により、当初の目標を達成し、ミャンマー政府また直接・間接の裨益者からも高い評価を受けた。本調査はこの成果を更に発展させるプロジェクトのフェーズ2の実施計画の策定に向けた調査であり、その目的はミャンマー政府とプロジェクトの計画について合意することで達成することができた。

他方、その過程で、いくつかの留意点も明確になり、本報告書本文においてもこれらの点は議論され記録されている。ここでは、それらのなかで特に重要と思われる以下の点について補足を加えたい。

確認されたこと、今後確定すること

プロジェクト実施のデザイン（手話指導者及び支援者育成のデザイン）：不可分一体の育成モデル形成

他の途上国の手話支援者（通訳）育成の経験：ろう者の主体化と試行錯誤の必要性

プロジェクト成果を持続可能にするために前提となる状況

ミャンマー手話という「識字（言語）」によるエンパワメント

（1）確認されたこと、今後確定すること

当初、本プロジェクトの目的をめぐっては「通訳と支援者のレベルや位置づけ・業務内容や形態」、またそれに伴う「研修方法」など関係者によりかなり幅の広い理解がなされており、それが本プロジェクトの計画策定の最大の課題であった。

しかし、本調査を通して、10～20年という長期の目標としては、ろう者から高いニーズが表明されている手話通訳者の育成とサービスの確立が必要であり、本プロジェクトにおいては、そのために必要な手話指導者の育成が主たる目標であることとし、そして、それと対を成す形で将来的に手話通訳者の土台となるであろう手話支援者を育成することが目標と理解された。

また同時にプロジェクト期間を含め中期的にめざす手話通訳者（支援者）は、高度な通訳ではなく生活上において必要な支援を提供する者、例えば、DSWに申請に来た際や学校でのPTA活動などにおいてろう者と聴者の仲立ちをするようなレベルが「手話支援者」として育成されることとして合意された。DSWは、このプロジェクトによって開発される人材と教育モジュールを用いて人材の育成を継続するとともに、支援者によるサービスの提供を制度として確立していくことがプロジェクト後に求められる成果であることが合意された。支援者によるサービス提供を制度として確立するということは、その育成が持続的に実施されるための指導者の確保、サービス提供のための人材の育成と確保、また予算の確保などを意味する。

これらの合意事項を基礎に、これからプロジェクトの実施に向けて、開始前また開始後種々の状況が確定していくに従って、更に明確に確定していく必要がある事項は以下の点になる。

- ・ 指導者の育成目標（手話技術、指導技術、ほか）

- ・ 支援者育成の詳細な計画（期間、レベル、モジュール、など）
- ・ 支援者サービス制度（配置、予算）の詳細

本プロジェクトにおいて育成する手話指導者と手話支援者は名称も似通っており、社会的に確定されているものではないため、関係者によって異なるイメージや理解がもたれて混乱が生ずる可能性がある。この混乱を避けるために、プロジェクト関係者また裨益者に対して混乱が生じないようにしていくことには留意が必要であろう。

（２）プロジェクト実施のデザイン（手話指導者及び支援者育成のデザイン）：不可分一体の育成モデル形成

本プロジェクトにおいては、手話指導者と手話支援者という２つの人的資源の人材育成が含まれている。これをどのように位置づけ組み合わせて考えていくのかについて関係者間で種々のアイデアが提示された。特に支援者の育成の期間や到達目標については上述したとおり、今後の状況を見据えながら、また、指導者の育成状況などにかんがみながら最適なものがプロジェクト前半において策定される必要がある。

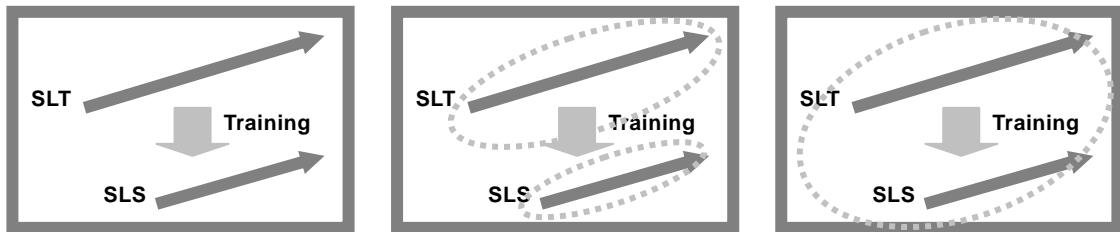
他方、指導者と支援者という２つの育成をどのようにプロジェクトの中で行うかについては、その構成において２つの考え方が提示された。１つは、それぞれを関連あるものにとらえつつも人材育成としてはそれぞれのキャパシティ・デベロップメントとして２本の育成プログラムとする考え。もう１つは、指導者と支援者（もしくは手話通訳者を指導する人材と手話通訳者）の人材育成は不可分の一体的なもので、それ自体が両者一体となった「育成モデル」として形成される必要があるという考え。後者は参団していただいた森氏の専門的な視点からの示唆として示された。前者の場合、支援者の育成指導モジュールを想定しつつも、指導者の育成はその過程において支援者の直接的な関与なしに指導者の育成として完結し得る。他方、後者の場合は、指導者の育成過程そのものにおいて、彼らが指導する支援者が「彼らから学ぶプロセスを通しての相互作用」自体が指導者の育成プロセスに不可欠なものとなる。この２つを図示するならば以下になるだろう。後者の場合、下図において下方への矢印で示されている「Training（研修）」が両者をつなぐ形でより適切に形成され则认为る。

他方、ここで示す「モデル」とは、「モデル」という言葉によって説明されてはいるものの、他に移転をするためのパイロットモデルということではなく、育成そのもののシステムという意味合いがより強いものとして理解されるべきであろう。つまり、この一体的な育成の中で試行錯誤が繰り返されることがひとつの循環的プロセスとして実施していける形や場（この意味でのモデル）であるということと理解した。

プロジェクト概要

(1) 人材育成型 (2本立て)

(2) モデル形成型 (一体型育成)



SLT : Sign Language Trainer (手話指導者)
SLS : Sign Language Supporter (手話支援者)

(3) 他の途上国の手話支援者(通訳)育成の経験：ろう者の主体化と試行錯誤の必要性

私自身はマレーシアのプロジェクトの一部としてマレーシアの手話指導者と通訳者の育成に対して関与した⁶。その経験から感じるのは、ろう者自身が中心的な役割を担う必要性とその効果である。マレーシアでは手話通訳者の育成はマレーシア手話の確立と不可分の発達を遂げており、これはミャンマーの現在の状況と非常に似ていると感じており、マレーシアから技術的な指導を受けるということではなく、マレーシアの取り組みの歴史とそこでの経験から学ぶことも多いと感じている。

マレーシアにおいては、当初KTBM (Kod Tangan Bahasa Malaysia) と呼ばれる、聴者教員がアメリカ手話を元に開発したマレーシア語対応手話ともいべき手話や、母音を口の形で表しながら、子音を手指の形(キューサイン)で言葉を表す方法であるキュードスピーチ (Cued Speech) が混在するなかで、ろう者自身による団体連合であるマレーシアろう連盟によってろう者自身によるマレーシア手話が主体的に確立されてきた。そのなかで、マレーシア手話の通訳の育成も数としては少ないが逆に固定した人材によって継続的かつ深度をもってなされてきた。その結果として、マレーシア障害者法においてもマレーシア手話が言語として認識されるに至った経緯がある。

この経験をみると、マレーシア手話の確立と通訳の育成の初期段階においては、ろう者と彼ら自身の団体の育成と強化による、この過程への主体的な取り組みの強化が第一に必要であること。次に、この初期においては、多数の通訳を政策として短期間に育成するよりも、少数の限定された対象とともに試行錯誤を重ねながら比較的時間をかけてノウハウを形成していく時間的な規模が必要であると感じている。これは、上記(2)の試行錯誤の形・場としての一体型モデルの育成と通じるところであろう。

マレーシアでは、このろう者の主体化と通訳の育成のノウハウがある程度確立した段階で政府による支援が入り、日本円にして2億円の予算措置がなされ、高等教育機関(私立大学)におけるディプロマレベルの通訳者育成の正式な開始が始まった。

ここからいえるのは、特にその初期においては、ミャンマーにおいてもこれらのろう者の主体化やノウハウの十分な蓄積は、支援者育成の制度化において不可欠なプロセスとして考えられ、このプロセスをプロジェクトにおいてもきちんととっていくことが重要であると思われる。

⁶ マレーシア障害者の社会参加支援サービスプロジェクトの専門家として活動中。本調査にはマレーシアから団長として参画した。

(4) プロジェクト成果を持続可能にするために前提となる状況

プロジェクト開始の前提必須条件とはしないものの、プロジェクトの成果を確保するために留意すべき点も明確になった。それらのうち特に重要と思われる点を箇条書きにすると以下のようなだろう。

- ・ 手話指導者（特にろう者リソース）のフルタイムでのプロジェクトへの関与が可能となるような制度
- ・ 研修場所や予算も含めたDSW及びミャンマー政府のコミットメント
- ・ 適切な支援者の選定
- ・ 人材の出口の確保、特に、支援者によるサービス提供を確保するための人材配置・予算付けなどの制度・政策的裏づけ

(5) ミャンマー手話という「識字（言語）」によるエンパワメント

タスクフォースのろう者からのインタビューにおいて、ミャンマー手話を獲得（もしくは確立）する過程を通してのエンパワメントの効果を実感した。ここでいうエンパワメントとは、技術の習得や意思決定における多数者という意味でのエンパワメントではなく、ブラジルの識字教育者であるパウロ・フレイレが理論化した批判的社會認識(Conscientization, Critical Consciousness)としてのエンパワメントである。

インタビューにおいてろう者タスクフォース・メンバーから出された2つの印象深い発言を例にこの点を述べたい。1つは、「今までは聴者の言葉を手話でどう表すかが中心であったが、フェーズ2では私たちが手話で話していることをどう聴者にわかってもらうかという会話集の作成をしたい」という発言、もう1つは「私たちが手話を確立し広めることによってミャンマーをより良い社会としていく」という発言である。1980年代以降の開発NGOによるエンパワメントを主目的とする活動の理論的な支柱となったフレイレの社会変革のための主体化のプロセスとしてのエンパワメントの過程と理論が、この発言に代表されるミャンマーのろう者タスクフォースの成長過程において明示されている。

フレイレは、識字とは第三者の知識を学ぶことではなく、自身の思考を他者と共有し、そのことにより社会を変革していく過程であるとし、それこそが社会的に不利益な状況に置かれている被抑圧者の解放のプロセス、つまり、被抑圧者のエンパワメントであり、かつ、より平等な社会をめざした地域社会開発のプロセスとなると論じている。上記の発言、また、ろう者が聴者（特に、教員やDSW職員）に対してフェーズ1初期に対してとっていたある種の受動的な態度が、今回の調査時点においては、聴者の抑圧的な態度などについても言及し得る発言を論理的に提示するなど、フレイレの論ずる主体化のプロセスがある種の「識字」のプロセスである今回のミャンマー手話の確立というプロセスにかかわったろう者自身に起こったことは、フレイレの理論がまさにエンパワメントの理論であることを示しているといえるだろう。フレイレはこの批判的社會認識という主体化のプロセスを以下の3つ（もしくは4つ）に段階化している。まず第一に、自身が置かれている状況が非対称・不平等な関係であることを理解すること、次いで、それは変革が不可能なものではなく可能であると認識すること、そして最後に、それはだれかが変えるのではなく、不利益な状況に置かれている私たち自身が変えるのであり、私たちにはその力があることを認識し行動するというプロセスである。

ろう者自身が置かれている被抑圧的な状況を客観的に理解し、ろう者である自身を肯定し、自信を獲得し、ろう者の解放とより良い社会を形成するために自らがその変革の主体として「手話を確立し、言語として広め、必要な支援や制度の確立や啓発を含めた社会の発展のために自らを行動の主体として生かしていきたい」というろう者タスクフォースの発言があったことを振り返ると、まさに、ミャンマー手話の確立という、ある意味での識字プロセスのエンパワメントの効果がフレイレの論ずる形で明示されていると感じた。

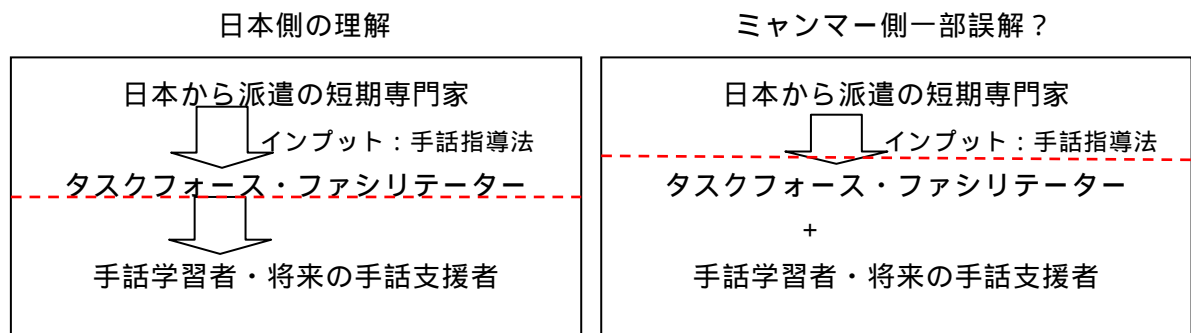
(6) その他

今回先方C/Pからも要請があったが、フェーズ2の実施の主たる地域がヤンゴンになるため、フェーズ1のもう1つの対象地域であったマンダレー地区については、人材の育成や手話に関する啓発などにおいて適切なフォローが実施されることが重要であろう。

5 - 2 団員所感 (企画助言：JETROアジア経済研究所 森 壮也)

(1) DSWとの交渉で感じたこと：今後明らかにしていく課題として以下を挙げる。

日本からの指導はあくまで手話教授法の指導であって、ミャンマー手話の指導を担う講師の養成であり、ミャンマーで将来の手話支援者を含む手話学習者への指導はミャンマーのろうの講師である。この三部構成、あるいは二重の指導の仕組みが十分に理解されていないように思われる。どのような形でミャンマー手話支援者の養成をするのかといった通訳養成プログラム自体はミャンマー側で、日本を含む世界各地の通訳養成プログラムを参考に組まれていかないとならない。



- ・ 手話支援者の人選については、DSWの協力範囲となっていたが、依然として他省庁をパートナーにするという案が残っており、他省庁の職員まで入れられるのか、特に費用負担の面でDSWがしかるべき負担をするのかは不明瞭。
- ・ 今後、国際NGOからの支援を受け入れたいとしているが、そうするとフェーズ2の実施中であれば、プロジェクト全体の目的や方向性についてこのパートナーとのすり合わせも必要になってくるが、これを誰の責任でどのように行うのかは依然として不明なまま。
- ・ DSWが現在のところ出すとしているリソースは既存の人的リソース（臨時職員等）のみであり、新たな経済的リソースの手当てについての担保は依然としてないまま。
- ・ テキストのリバイスや次のテキストの要望が出ているが、その具体的な中身について

は依然として不明(どのようなテキストをつくりたいと思っただの要望なのかが分からない)。

- ・ DSWからは、テレビでの手話ニュースへの関心が示された。
- ・ パート・タイムでの手話学習では難しいことは訴えたが、どこまで理解されたかは不明。
- ・ ろう学校中学部以上をつくるということと、一般の学校に手話のできる教員を派遣するという方向の 2 つの間で二者択一的な選択を考えている模様。これはそもそも二者択一的な問題だろうか。日本などの現状と異なり、一般の学校に聞こえない生徒が在学するというのは、ミャンマーではインテグレーションあるいはインクルージョンという障害の一般社会への包摂という側面よりも、特別支援教育リソースが不足しているためにそうならざるを得ない部分が大きいの。いわば、一般の学校に手話のできる教員を配置するという事は、ろう学校からの連続的な教育の一環として位置づけられているのではなく、相補的な状況として位置づけられているはずである。ろう学校において更なる高等教育の枠組みが用意されることは、一般の学校におけるろう児の教育のあり方のモデルを提示することにもなり、そこでしっかりと手話によってろう児・生徒の教育ができる教員が育つことは、どちらにせよ必須である。
- ・ JCCにリハビリテーション課長らが入ったのはよいことなのか、指導者チームからろう者も入るようになってきているのかどうか。聴者のみでいいのだろうか。フェーズ1では、実効ある国際協力のため、タスクフォースのろう者の比率を最低限半数にすることが目標となったことからJCCについては、聴者中心の体制となった。しかしながらろう人材の育成が進んできている現状、また通訳養成プログラムのような実際のミャンマーのろう者のニーズや手話の実態について把握している障害当事者(ろう者)がかかわることが重要な要素となってくることを考えると、JCCにろう当事者が入ってくることが大事な要件になってくると思われる。これは、リハ課長補佐のような元ろう学校関係者がJCCにいることにより、このプロジェクトの専門家としての位置づけがこうした関係者に集中することでプロジェクト全体のコントロールにアンバランスが生じないためにも大事な要件であると考えられる。

(2) マンダレーからの要望、またその際に感じたこと

- ・ 地元レベル(マンダレー)でも保健省など他省庁の地方部局からミャンマー手話を教えて欲しいという要望がある。
- ・ 3年間で養成をするのは無理だとわかっている。5年から6年はかかるということは理解。
- ・ マンダレーのろう学校だけでなく、他の学校の人たちもこのプロジェクトの成果を使えるようにしたい。
- ・ 小川氏(フェーズ1 プロジェクト長期専門家)からの要望として、力のある指導者候補を選んで養成をしてほしいということを理解している。
- ・ 病院(保健省) 放送局省、裁判所などのスタッフの人たちにも手話指導をしてほしい。
- ・ トレーニングの場所がヤンゴンになることについては理解。
- ・ 165人の会員がマンダレーろうクラブにはいる。
- ・ マンダレーで実施したものと同様の指導を他の管区でも行っていきたい。

< マンドレーろう者（タスクフォース・メンバー）側からの要望 >

- ・ 学校の外にろう団体あるいはコミュニティのコアが欲しい。
- ・ コーダ（Children of Deaf Adults : CODA）は 50 人くらいは集めることができると思う。
- ・ テキストはろうコミュニティのオーナーシップでつくるようにしたい。学校がこれを保管していると必要な人たちに十分な数が配布されない。
- ・ 通訳者は、聴者の言葉を伝える人ではなく、ろう者の言葉をよく理解し、それを聴者に伝える人であってほしい。
- ・ 先生の通訳より筆談の方が理解しやすい。
- ・ ろう者の手話を変えるのではなく、それが言語としてミャンマー語と対等のものであることを理解してほしい。
- ・ コミュニティ通訳については自分たちで負担をしてもよいと思っている。専門的な通訳については国で専門的な人をフルタイムで雇うようにしてほしい。
- ・ 日常生活に必要な手話通訳のことを考えると、DSWだけでなく、もっと広い範囲の人たちに手話研修に参加して欲しい（むしろ一般の市民に学習に来てほしい）。
- ・ 学校の中にろう団体があると非卒業生や中退者などが学校に出入りしにくい。
- ・ 通訳養成にはまだあと 30 年くらいはかかるだろう。
- ・ ハンセン病の国際NGOからの手話指導依頼がくるが、（ろう者の指導者の意に沿わない形で）聴者のろう学校教員が対応しており、要望にすぐに回答ができないでいる状況。

（ 3 ） ヤンゴンからの要望、またその際に感じたこと

- ・ これまでの成果については満足しており、さらに高度な手話の分析の仕方（言語学）についても学びたいので、そうした専門家を派遣してほしい。
- ・ 手話通訳については、時間がかかることは理解。
- ・ 現在も既にくつかの手話指導をヤンゴン市内で実践してきているので、それを拡大していきたい。
- ・ CODAなど既に手話を獲得している人達を相手に手話通訳の養成をするアイデアは（予算等で）実現可能ならやってみたい。
- ・ ヤンゴンのろう団体には 2 つ以上の派閥があり、当日、会合に来ることができたのはそのうち、メアリー・チャップマンろう学校の関係者とヤンゴン統合教育校の一部のみ。別のグループには日本から調査団が来るという情報もきていなかったらしく、あとから不満・不信感がでた模様であるため、やや危惧（後日の情報による）。

（ 4 ） 提言

- 1) 手話指導者の養成をフェーズ 1 に続いて継続していくことの現地側からの強い要望とニーズもあると同時に今後を見据えての更に高度な指導技術は必須。
- 2) 今後の本邦研修にあたって、手話通訳の技能（通訳者側が提供できる技能Supply、支援者イメージ図縦軸）と現場で要請される技能（通訳者側が要請される技能Demand、支援者イメージ図横軸）とのそれぞれについての具体的な理解・研修が必要。
- 3) 学校をコミュニティの中核として、そこへのImmersionによって手話を習得するという学習環境はミャンマーでは難しい。むしろ、学校外にそうしたコミュニティの核をつくって

ほしいという要望が出ている。本プロジェクトが社会福祉行政官育成を本来の目的としたものであることなどから一定の制約もあるが、何か可能か。

- 4) 手話のテキストなど新しい教材をつくる要望はでていますが、それらのイメージが明確でないため、これにプロジェクトで具体的に応えることは難しい。むしろ人的資源の育成と技術移転、またそれに伴う費用の手当の保証に力を注ぐべき。
- 5) 手話支援者としてDSWの職員を考えるのか、それ以外の人たちにも広げていくのかという問題については、プロジェクトの終了後の継続性を重視するならDSW職員が優先されるであろう。しかし、プロジェクト終了後の社会的影響を重視するならそれ以外の人たちへの広がりも考えないとならない。さらに、ろう者側からの要望としては、むしろ政府関係者外の地域コミュニティの人たちなど、自分たちの生活ニーズに応じて柔軟に対応してもらえる支援者を養成したいという希望がある（政府関係者は政府窓口にいないと依頼ができない）。マンダレーでもヤンゴンでも共通していたこのろうコミュニティからの要望にどう応えるか、今後の運営のなかで考えるべき。
- 6) プロジェクトのフェーズ 1 が終了した現在にあっても、マンダレーとヤンゴンでは、手話の地域差の問題に加えて（これは、音声言語同様、ろう者同士の交流やメディアによる共有等が更に広まらないと実際には縮小していかない）手話通訳の方式の違いが目立っている。すなわち、ヤンゴンではろう者の使用する手話に近いものを手話通訳を担当する際に教員が使用するようになってきているのに対し、マンダレーでは依然として聴者優位の状況が残っているためか、ビルマ語の文法と口型を多用した手話を手話通訳担当教員が用いている。ミャンマーにおける手話通訳養成への国際協力を考える際には、こうした条件をも勘案し、手話話者であるろう者に分かる手話通訳の養成ができるような仕組みも考えていく必要がある。
- 7) 手話指導者の養成と手話支援者の養成については、本プロジェクトにおいては、両者は別途の独立したキャパシティ・デベロップメントではなく、一体のものとして考えられるべきと思われる。ミャンマーにおいては、まだ手話通訳者がろう学校教員の片手間以外に存在していない現状から、養成ののちの実際のミャンマー手話の指導の際にも、手話支援者が果たさないとならない役割は大きい。したがって、手話指導者との連携プレー、またろう者の問題やミャンマー手話についての理解を手話支援者がどれだけ深められているかは重要な要件となる。ミャンマー側からもろう文化についての理解のレクチャーの際に手話支援者との協働作業が大事であるというコンセンサスが得られている。以上のことから、両者の果たす役割、実際の指導の際の連携プレーを考えて、こうした一体型のキャパシティ・デベロップメントが本プロジェクトでは有効であると考えられる。

5 - 3 団員所感（手話教授法：日本手話研究所 赤堀仁美）

ミャンマーは、本プロジェクトフェーズ 1 の活動開始当時よりも暮らし向きが良くなったような感じがした。なぜなら、空港内に店が多く並び、街の建物も少しずつ増えてきたからである。

ネピドーにおける政府の交渉については、スムーズな交渉をするために事前に身分保障や賃金保障などの問題について何回も打ち合わせを行った。お金の問題について、交渉の経験が少ない私はあまり触れなかった。しかし、お互いに信頼感があるので、JICA側が譲歩すれば次回は相手側が譲歩してくれるだろうと感じた。交渉で詰められなかったところは、我々が帰国したあとに

久野、西村両氏の2回目の訪問で確認してもらうことになった。

やはり地域の活動内容を詳しく把握したうえで、これまでの経験やノウハウを生かし、政府の方々とのスムーズな交渉を実現させることが重要であることがわかった。

マンダレーのろう学校を訪問すると運動会が行われていた。50m×4コースという広さで100人近くの子どもと先生が集まって盛り上がっていた。あまりの広さに驚いた。DSWの方と話をしている時に日本手話通訳者がいたのにミャンマー手話通訳者がいなかった。そのときに気づいてフェーズ1で活動したメンバーに「手話通訳をして」と言ったが、ビルマ語対応手話で通訳をしていた。それからメンバーのうち、ろう者6人とミャンマー手話と国際手話を混ぜていろいろと話した。その人たちは本プロジェクトフェーズ1の活動開始当時よりもすっかり成長したことに感心した。それは、ろう者としてのアイデンティティをもち、ろう社会をつくり始めるようになったからである。ところが、マンダレーの手話通訳者とのコミュニケーションがうまく取れていないためストレスがたまり、不満ばかり言っていた。その不満を人に話すだけで満足しているので進歩がなく、また時が過ぎれば同じことがあると思う。しかし、手話指導の技術などはもっと勉強したいという意欲がでていた。ろうの大人は、学校に自由に出入りできないため他の場所に移りたいという声があった。「ろう者学習センター」または「デフカルチャーセンター」というような手話で語る場所を提供し、手話の勉強をすることができる環境になればろう者が集まってくるのではないだろうかと考えた。フェーズ2で手話指導者を育成するにあたって更なる技術向上のための情報、学習を行うことで、新たな活動をする芽生えがでてくると思う。

ヤンゴンのろう学校を訪問し、1時間半くらい、聴者1人、ろう者3人と話した。そのメンバーは前向きで、フェーズ1で学んだことを生かして手話講座の講師依頼を受けて手話を教えていたが、好評のようだ。副校長も手話堪能であった。プロジェクトの実施前はろう者について理解していなかったという。確かにマンダレーのろう者もヤンゴンの手話通訳はうまいと言っていた。ヤンゴンのろう者は手話の研究をもっとしたい、フェーズ2の日本の講師は誰か、プロの通訳者になるにはどうしたらよいかという内容であった。プロの手話通訳者になる道のりは長いが、フェーズ2でミャンマー人が「私たち自身でやろう」という意欲をもち、手話への理解を広め、手話通訳への興味を喚起させることが大切であると考えた。

ミャンマーへの調査団に参加した仲間たちと話し合いの場をもってその役割を適切に果たせ、最終的にミニッツ(M/M)の合意に至ったことは大変うれしい。

<フェーズ1からフェーズ2へ>

フェーズ1では、手話の直接教授法のひとつである「ナチュラル・アプローチ(Natural Approach: NA)」という理論と指導法を身に着けた講師陣が、ろう者に対してその技術を指導してきた。手話に関する基礎的な知識を必要とし、確かに時間がかかった。聴者にきちんと手話を教えるためには、技術知識を身に着け、的確に指導しないといけない。しかし指導技術を磨くだけでは、自分自身にそうした知識がなかなか身に着かない。そこで、聴者とろう者との違い(文化)や手話の特徴をろう者が一般に使用しているかを確認することなどの活動を継続する必要がある。

それからプロの手話通訳者を育てたい場合、ろう者の言語であるミャンマー手話を通訳も介さずに指導することができる講師を育成し、前向きに評価しながら手話通訳者を育成する道をつなげる。さらに、技術を向上させるための情報を提供していきたい。

最後にこのプロジェクトにろう者の立場で提言をする機会をいただいたことに感謝する。

付 属 資 料

- 1 . 調査日程表
- 2 . ミニッツ (M/M)
- 3 . PDM (日本語版)
- 4 . 討議議事録 (R/D)

1. 調査日程表

月日	コンサルタント		内容				宿泊	備考
	月	日	西村	久野	森	赤堀		
1	11月22日	火	日本→ヤンゴン				ヤンゴン	
2	11月23日	水	JICAミヤンマー事務所打合せ ヤンゴン統合教育校聞き取り調査				ヤンゴン	啓発活動 ワークショップ (ネピドー)
3	11月24日	木	ヤンゴン→ネピドー 社会福祉局(DSW)聞き取り調査 プロジェクト専門家インタビュー				ネピドー	
4	11月25日	金	DSW聞き取り調査 プロジェクト関係者聞き取り調査				ヤンゴン	プロジェクト 終了セミナー (ネピドー)
5	11月26日	土	DSW聞き取り調査 ネピドー→ヤンゴン					
6	11月27日	日	資料整理					
7	11月28日	月	資料整理	成田→ヤンゴン			成田→ヤンゴン	
8	11月29日	火	JICAミヤンマー事務所打合せ(専門家含む) DSW課長補佐 打ち合わせ ヤンゴン→ネピドー	マレーシア→ヤンゴン			ネピドー	
9	11月30日	水	DSW協議					
10	12月1日	木	ネピドー→マンダレー マンダレーDSW協議 マンダレータスクフォース協議				マンダレー	
11	12月2日	金	統合教育校視察 マンダレー→ヤンゴン				ヤンゴン	
12	12月3日	土	JICAミヤンマー事務所中間報告、協議 ヤンゴン→ネピドー				ネピドー	
13	12月4日	日	DSW課長補佐 打ち合わせ					
14	12月5日	月	DSW課長補佐 打ち合わせ					
15	12月6日	火	ミーティング協議・署名 ネピドー→ヤンゴン				ヤンゴン	
16	12月7日	水	JICA事務所報告 在ヤンゴン日本国大使館報告 JICAミヤンマー事務所報告 ヤンゴン→バンコク バンコク出発				ネピドー	
17	12月8日	木	→日本				ヤンゴン	
18	12月9日	金	ヤンゴン→マレーシア				機内泊	
19	12月10日	土	→日本					

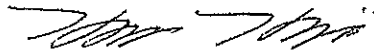
**MINUTES OF MEETINGS BETWEEN
THE JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE,
THE MINISTRY OF SOCIAL WELFARE, RELIEF AND RESETTLEMENT OF
THE UNION OF MYANMAR ON THE PROJECT ON
SUPPORT FOR SOCIAL WELFARE ADMINISTRATION – PROMOTION OF SOCIAL
PARTICIPATION OF DEAF COMMUNITY PHASE 2**

The Japanese Preliminary Study Team (hereinafter referred as “the Japanese Team”) organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and headed by Dr.Kenji KUNO, visited the Union of Myanmar from 22nd November to 7th December 2010.

During its stay in the Union of Myanmar, the Japanese Team had a series of discussions with Myanmar authorities concerned for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project on Support for Social Welfare Administration - Promotion of Social Participation of Deaf Community Phase 2 (hereinafter referred to as “the Project”).

As a result of the discussions, both sides agreed to record the document attached hereto.

Nay Pyi Taw, 6th December, 2010



Dr.Kenji KUNO
Leader,
Preliminary Study Team,
Japan International Cooperation Agency



U Soe Kyi
Director General,
Department of Social Welfare
Ministry of Social Welfare, Relief and
Resettlement
The Union of Myanmar

THE ATTACHED DOCUMENT

I. Framework of the Project

The Team discussed the project with Myanmar authorities concerned. As a result of the discussions, both sides agreed on the framework of the Project as shown in Annex I.

II. Title of the Project

Both sides agreed that the title of the project is "Project for Supporting Social Welfare Administration -Promotion of Social Participation of the Deaf Community- Phase 2".

III. Structure of the Project Implementation

The Department of Social Welfare, the Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (hereinafter referred to as "DSW") will bear responsibility for the administration and implementation of the Project.

For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established. Its function and compositions are described in Annex II.

IV. Measures to be taken by the Japanese side

1. Dispatch of Japanese and other country's experts

JICA will provide the services of Japanese experts and other country's experts. A tentative list of the experts is shown in Annex III.

2. Training in other countries including Japan

JICA will receive the Myanmar personnel concerned with the Project for technical training in other countries including Japan, when mutually agreed upon as necessary.

3. Equipment

Machinery, equipment and materials agreed upon as necessary for the Project implementation.

4. Other necessary cost

JICA will take necessary measures for the implementation of the Project.

7670

V. Measures to be taken by the Myanmar side

1. Assignment of counterpart and administrative personnel.

A tentative list of Myanmar counterpart and administrative personnel is shown in Annex IV.

2. Cost for Awareness Raising Activities

DSW and its partners will share the cost for awareness raising activities.

3. Other necessary cost

The Department will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM")

Both sides agreed to the PDM as shown in ANNEX V. PDM is a logically designed matrix which defines the initial understanding of the framework of technical cooperation of the Project and indicates the logical steps toward the achievement of the Project purpose. PDM is to be revised, if necessary and upon approval by mutual understanding, according to the progress of the Project.

VII. Other Remarks

Both sides agreed that DSW and its partners will secure status of Sign Language Trainers during the Project implementation period, and assign Sign Language Supporters.

VIII. Schedule before the commencement of the Project

When the Project is found to be viable, Record of Discussion (hereinafter referred to as "R/D") will be signed to finalize the content of the technical cooperation, and the Project will be officially commenced after its signing. R/D is expected to be signed between Myanmar authority and the Resident Representative of JICA Myanmar Office.

ANNEX I	Framework of the Project
ANNEX II	Joint Coordinating Committee (JCC)
ANNEX III	Tentative list of Japanese and other country's experts
ANNEX IV	Tentative list of Myanmar counterpart personnel and administrative personnel
ANNEX V	Project Design Matrix (PDM)
ANNEX VI	Draft of Record of Discussions (R/D)

2020

ANNEX I

Framework of the Project

1. Background of the project

The Department of Social Welfare, the Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement of the Union of Myanmar (hereinafter referred to as "DSW") provides various social welfare services to children, youths, women, elderly persons and persons with disability. However, it is not able to meet the special needs of each group due to the lack of capacity to provide specialized services. In particular, the service to persons with disability remains behind, and the capacity building of social welfare administrators is strongly requested.

Project for Supporting Social Welfare Administration -Promotion of Social Participation of the Deaf Community has been implemented from December, 2007 with the plan up to December, 2010. In the project, various results have been achieved in dissemination of Myanmar Sign Language.

However, various challenges still remain to promote social participation of the deaf community. The dissemination activities on the Deaf and Myanmar Sign Language are being implemented, however human resources to support communication between the Deaf and non-deaf people have not been developed, and it is one of the obstacles for the social participation of the Deaf.

In the phase 2 of the project, it is requested to continue the training of sign language trainers for the further dissemination of sign language and development of sign language supporter in the future.

2. Outline of the Project

(1) Overall Goal

DSW sustains training to Sign Language Supporters and sign language supporting services for promoting social participation of the Deaf.

(2) Project Purpose

Capacity of Sign Language Trainers to train Sign Language Supporters is improved by DSW.

(3) Outputs of the Project

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

(4) Project Activities

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

1-1. To assess needs of sign language support.

1-2. To plan Sign Language Supporter training and sign language support service provision.

1-3. To conduct regular monitoring and evaluation.

၇၆၁၃

ANNEX I

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

- 2-1. To select Sign Language Trainers and assess their teaching level on sign language.
- 2-2. To develop training program for Sign Language Trainers.
- 2-3. To implement training for Sign Language Trainers.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

- 3-1. To select Sign Language Supporters.
- 3-2. To develop training curriculum for Sign Language Supporters.
- 3-3. To implement training for Sign Language Supporters.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

- 4-1. To plan awareness raising activities.
- 4-2. To develop program of Awareness raising activities.
- 4-3. To implement awareness raising activities.

3. Project Duration

Three (3) years

4. Target Groups

(1) The direct beneficiaries:

Officials of Department Social Welfare, Sign Language Trainers, Sign Language Supporters, Participants of awareness raising activities

(2) The indirect beneficiaries:

The Deaf and their family, Community

26/12

ANNEX II

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will be held at least once a year and whenever necessity arises. Its functions are as follows:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project
- (2) To review the progress of the annual work plan
- (3) To review and exchange opinions on major issues that may arise during the implementation of the Project
- (4) To discuss any other issue(s) pertinent to the smooth implementation of the Project

2. Members

- (1) Chairperson: Director General, the Department of Social Welfare
- (2) Vice Chairperson: Deputy Director General, the Department of Social Welfare
- (3) Officials of the Department of Social Welfare
 - a. Director, Rehabilitation Section
 - b. Deputy Director, Rehabilitation Section
 - c. Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
 - d. Assistant Director, Rehabilitation Section
 - e. Principal, Mandalay School for the Deaf
 - f. Deputy Director, Mandalay Division
- (4) Representatives of the organizations of the Deaf
 - a. President, Deaf Youth Development Centre
 - b. Chairman, Yangon Deaf Association
- (5) Representative of the school for the Deaf
 - a. Principal, Mary Chapman School for the Deaf
- (6) Representative of Sign Language Trainer
- (7) Representatives of the Japan International Cooperation Agency
 - a. Representative(s) of JICA Myanmar Office
 - b. Experts dispatched by JICA
 - c. Other personnel concerned, to be assigned by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Japanese Embassy in Myanmar and others may attend at the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s).

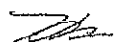
၃၆၂၃

ANNEX III

**TENTATIVE LIST OF JAPANESE AND
OTHER COUNTRY'S EXPERTS**

1. One long-term expert on Project Coordination and Training Planning.
 2. Short-term experts (from Japan and other countries) with expertise in the following areas
(tentative):
 - Sign Language Teaching Method
 - Sign Language Teaching Material Development
 - Sign Language Interpreter Development
 - Awareness raising activities
- *The number of the experts is to be determined each year. The experts who are the Deaf will be accompanied by sign language interpreters.
3. Other experts mutually agreed upon as necessary.

1612



ANNEX IV

TENTATIVE LIST OF MYANMAR COUNTERPART AND
ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Counterpart personnel

Department of Social Welfare

Project Director

Deputy Director General

Project Manager

Director, Rehabilitation Section

Counterpart personnel

- (1) Deputy Director, Rehabilitation Section
- (2) Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
- (3) Assistant Director, Rehabilitation Section
- (4) Principal, Mandalay School for the Deaf
- (5) Deputy Director, Mandalay Division
- (6) Principal, Mary Chapman School for the Deaf

2. Administrative personnel

The Department of Social Welfare will assign administrative personnel to facilitate the logistics required for the implementation of the Project as necessary.

8612

Project Title: Project for Supporting Social Welfare Administration -Promotion of the Social Participation of the Deaf Community- Phase 2

Project Period: XX, 2011 – XX, 2014 (three years)

Target Areas:

- (1) Training of Sign Language Trainers and Supporters : Yangon (Trainers from Yangon and Mandalay)
- (2) Awareness Raising Activities :All states and regions

Target Group

- (1) The direct beneficiaries: Officials of Department Social Welfare and its partners, Sign Language Trainers, Sign Language Supporters, Participants of awareness raising activities
- (2) The indirect beneficiaries: the Deaf and their family, Community

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal	1. Number of trained Sign Language Supporters after completion of the Project 2. Number of service users 3. Level of satisfaction of service users	1. Project Report 2. Project Report 3. Questionnaire	
DSW sustains training to Sign Language Supporters and sign language supporting services for promoting social participation of the Deaf.			
Project Purpose	1. Level of teaching ability of Sign Language Trainers. 2. Level of Sign Language ability of Sign Language Supporters	1. Sign Language teaching skill evaluation 2. Sign Language skill evaluation	Implementation system of DSW does not change
Capacity of Sign Language Trainers to train Sign Language Supporters is improved by DSW.			
Outputs	1-1. Number of selected Sign Language Support candidates 1-2. Plan of Sign Language Supporter training and provision of sign language support service	1-1. Project Report 1-2. Record of DSW	
1. System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.			
2. Training of Sign Language Trainers is implemented.	2-1. Number of trained Sign Language Trainers 2-2. Level of satisfaction of participants 2-3. Level of understanding of participants	2-1. Project Report 2-2. Questionnaire 2-3. Questionnaire	
3. Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.	3-1. Number of trained Sign Language Supporters 3-2. Level of satisfaction of participants 3-3. Level of understanding of participants	3-1. Project Report 3-2. Questionnaire 3-3. Questionnaire	
4. Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.	4-1. Number of implemented activities, 4-2. Number of participants 4-3. Level of satisfaction of participants 4-4. Level of understanding of participants	4-1. Project Report 4-2. Project Report 4-3. Questionnaire 4-4. Questionnaire	
Activity	Input		
1-1 To assess needs of sign language support. 1-2 To plan Sign Language Supporter training and sign language support service provision. 1-3 To conduct regular monitoring and evaluation.	Japan Side 1. Long-term expert: Project coordination /Training Planning 2. Short-term experts (tentative): -Sign Language Teaching Method -Sign Language Teaching Material Development -Sign Language Interpreter Development -Awareness Raising Activities	Myanmar Side 1. Counterpart personnel Deputy Director General(Project Director) Director, Rehabilitation Section(Project Manager) Deputy Director, Rehabilitation Section Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section Assistant Director, Rehabilitation Section	Task Force members continue their work
2-1 To select Sign Language Trainers and assess their teaching level on sign language. 2-2 To develop training program for Sign Language Trainers. 2-3 To implement training for Sign Language Trainers.	3. Training in Japan 4. Project costs 5. Consultative Mission	Principal, Mandalay School for the Deaf Principal, Mary Chapman School for the Deaf 2. Office space for the experts 3. Training Spaces 4. Part of the project cost: training/workshop venues, etc.	
3-1 To select Sign Language Supporters. 3-2 To develop training curriculum for Sign Language supporters. 3-3 To implement training for Sign Language Supporters.			
4-1 To plan awareness raising activities. 4-2 To develop program of Awareness raising activities. 4-3 To implement awareness raising activities.			Pre-conditions

၇၆၂

(Draft)
**RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE, THE MINISTRY OF SOCIAL WELFARE,
RELIEF AND RESETTLEMENT OF THE UNION OF MYANMAR
ON
PROJECT FOR SUPPORTING SOCIAL WELFARE ADMINISTRATION
- PROMOTION OF SOCIAL PARTICIPATION OF THE DEAF COMMUNITY- PHASE 2**

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") exchanged views and had a series of discussions with the Department of Social Welfare (hereinafter referred to as "DSW") with respect to desirable measures to be taken by JICA and DSW for the successful implementation of the Project for the Project for Supporting Social Welfare Administration-Promotion of Social Participation of the Deaf Community- Phase 2.

As a result of the discussions, JICA and the relevant Myanmar authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Place, Date, 20XX

Mr. Hideo Miyamoto
Chief Representative,
Myanmar Office,
Japan International Cooperation Agency

U Soe Kyi
Director General
Department of Social Welfare
Ministry of Social Welfare,
Relief and Resettlement
The Union of Myanmar

၇၆၂

7/2

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE, THE MINISTRY OF SOCIAL WELFARE, RELIEF AND RESETTLEMENT

1. The Department of Social Welfare, the Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (hereafter referred to as "DSW") will implement the Project for Supporting Social Welfare Administration-Promotion of Social Participation of the Deaf Community- Phase 2 (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the MASTER PLAN, which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese and other country's experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Department, upon being delivered C.I.F. (cost, insurance and freight) to the Myanmar authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF MYANMAR PERSONNEL IN OTHER COUNTRIES INCLUDING JAPAN

JICA will receive the Myanmar personnel connected with the Project for technical

training in other countries including Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE DEPARTMENT

1. The Department will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Department will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Myanmar nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Union of Myanmar.
3. The Department will grant in the Union of Myanmar privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families, which are no less favorable than those accorded to experts of third countries working in the Union of Myanmar under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
4. The Department will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. In accordance with the laws and regulations in force in the Union of Myanmar, the Department will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Services of the Myanmar counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V; and
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above;
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Union of Myanmar, the Department will take necessary measures to meet:

၇၆၂၃

- (1) Expenses necessary for transportation of the Equipment referred to in II-2 above within the Union of Myanmar as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges on the Equipment referred to in II-2 above, imposed in the Union of Myanmar; and
- (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Deputy Director General, the Department of Social Welfare as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director, Rehabilitation Section, the Department of Social Welfare as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese experts will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Myanmar counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Department during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

8612

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Department undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Union of Myanmar except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Department on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Union of Myanmar, the Department will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Union of Myanmar.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three years from the date of arrival of the first Japanese Expert.

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS
ANNEX III	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF MYANMAR COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX V	LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VI	JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

၂၆၂

ANNEX I

MASTER PLAN

1. Objectives of the Project

(1) Overall Goal

DSW sustains training to Sign Language Supporters and sign language supporting services for promoting social participation of the Deaf.

(2) Project Purpose

Capacity of Sign Language Trainers to train Sign Language Supporters is improved by DSW.

2. Outputs of the Project

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

3. Activities of the Project

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

1-1. To assess needs of sign language support.

1-2. To plan Sign Language Supporter training and sign language support service provision.

1-3. To conduct regular monitoring and evaluation.

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

2-1. To select Sign Language Trainers and assess their teaching level on sign language.

2-2. To develop training program for Sign Language Trainers.

2-3. To implement training for Sign Language Trainers.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

3-1. To select Sign Language Supporters.

3-2. To develop training curriculum for Sign Language Supporters.

3-3. To implement training for Sign Language Supporters.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

4-1. To plan awareness raising activities.

4-2. To develop program of Awareness raising activities.

4-3. To implement awareness raising activities.

86/23

ANNEX II

LIST OF JAPANESE AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS

1. One long-term expert on Project Coordination and Training Planning.
 2. Short-term experts (from Japan and other countries) with expertise in the following areas
(tentative):
 - Sign Language Teaching Method
 - Sign Language Teaching Material Development
 - Sign Language Interpreter Development
 - Awareness raising activities
- *The number of the experts is to be determined each year. The experts who are the Deaf will be accompanied by sign language interpreters.
3. Other experts mutually agreed upon as necessary.

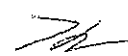
8612

ANNEX III

LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Machinery, equipment and materials agreed upon as necessary for the Project implementation by JICA and the Government of Myanmar.

၇၆၇၂



ANNEX IV

LIST OF MYANMAR COUNTERPART
AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Counterpart personnel

Department of Social Welfare

Project Director

Deputy Director General

Project Manager

Director, Rehabilitation Section

Counterpart personnel

- (1) Deputy Director, Rehabilitation Section
- (2) Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
- (3) Assistant Director, Rehabilitation Section
- (4) Principal, Mandalay School for the Deaf
- (5) Deputy Director, Mandalay Division
- (6) Principal, Mary Chapman School for the Deaf

2. Administrative personnel

The Department of Social Welfare will assign administrative personnel to facilitate the logistics required for the implementation of the Project as necessary.

၂၀၂၃

7/2

ANNEX V

LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities including training spaces necessary for the Project
2. Office spaces and facilities necessary for the Japanese experts
3. Rooms and spaces necessary for installation and storage of the equipment
4. Other facilities mutually agreed upon as necessary

8612



ANNEX VI

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will be held at least once a year and whenever necessity arises. Its functions are as follows:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project;
- (2) To review the progress of the annual work plan;
- (3) To review and exchange opinions on major issues that may arise during the implementation of the Project;
- (4) To discuss any other issue(s) pertinent to the smooth implementation of the Project.

2. Members

- (1) Chairperson: Director General, the Department of Social Welfare
- (2) Vice Chairperson: Deputy Director General, the Department of Social Welfare
- (3) Officials of the Department of Social Welfare
 - a. Director, Rehabilitation Section
 - b. Deputy Director, Rehabilitation Section
 - c. Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
 - d. Assistant Director, Rehabilitation Section
 - e. Principal, Mandalay School for the Deaf
 - f. Deputy Director, Mandalay Division
- (4) Representatives of the organizations of the Deaf
 - a. President, Youth Development Centre
 - b. Chairman, Yangon Deaf Association
- (5) Representative of the school for the Deaf
 - a. Principal, Mary Chapman School for the Deaf
- (6) Representative of Sign Language Trainer
- (7) Representatives of the Japan International Cooperation Agency
 - a. Representative(s) of JICA Myanmar Office
 - b. Experts dispatched by JICA
 - c. Other personnel concerned, to be assigned by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Japanese Embassy in Myanmar and others may attend at the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s).

၇၆၇၂၂



3. PDM（日本語版）

Ver 0

プロジェクト名：社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ2

プロジェクト実施期間：2011年8月～2014年8月(3年間)

対象地域：

- (1)手話指導者及び支援者育成：ヤンゴン(手話指導者はヤンゴン及びマンダレーから選定する)
(2)啓発活動：ミャンマー全管区・地域

ターゲットグループ：

- (1)直接裨益者：社会福祉省及び関係機関職員、手話指導者、手話支援者及び啓発活動の参加者
(2)間接裨益者：ろう者及びその家族及びコミュニティ

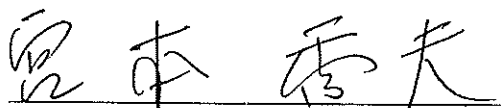
プロジェクト要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標 社会福祉局により、ろう者の社会参加促進のための手話指導者の手話支援者への指導及び手話支援サービスが継続される。	1. プロジェクト終了後に育成された手話支援者の数 2. 手話支援サービス利用者の数 3. 手話支援サービス利用者の満足度	1. プロジェクト報告書 2. プロジェクト報告書 3. 質問表	
プロジェクト目標 社会福祉局により、手話指導者の手話支援者への手話指導能力が向上される。	1. 手話指導者の指導力 2. 手話支援者の手話能力	1. 手話指導力評価 2. 手話能力評価	社会福祉局の実施体制が変わらない。
成果 1.手話支援者育成及び手話支援サービス提供のための実施体制が社会福祉局により整備される。 2.手話指導者の訓練が実施される。 3.手話指導者により、手話支援者の訓練が実施される。 4.ろう者と手話に関する啓発活動が実施される。	1-1. 選定された手話支援者の数 1-2. 手話支援者育成及び手話支援サービス提供の計画 2-1. 訓練された手話指導者の数 2-2. 参加者の満足度 2-3. 参加者の理解度 3-1. 訓練された手話支援者の数 3-2. 参加者の満足度 3-3. 参加者の理解度 4-1. 啓発活動実施回数 4-2. 啓発活動への参加者数 4-3. 参加者の満足度 4-4. 参加者の理解度	1-1. プロジェクト報告書 1-2. 社会福祉局記録 2-1. プロジェクト報告書 2-2. 質問表 2-3. 質問表 3-1. プロジェクト報告書 3-2. 質問表 3-3. 質問表 4-1. プロジェクト報告書 4-2. プロジェクト報告書 4-3. 質問表 4-4. 質問表	
活動 1-1 手話支援のニーズ調査を実施する。 1-2 手話支援者育成及び手話支援サービス提供の計画を作成する。 1-3 定期的なモニタリング、評価を実施する。 2-1 手話指導者を選定し、手話指導能力を測定する。 2-2 手話指導者育成プログラムを作成する。 2-3 手話指導者の訓練を実施する。 3-1 手話支援者を選定する。 3-2 手話支援者育成カリキュラムを作成する。 3-3 手話支援者の訓練を実施する。 4-1 啓発活動の実施計画を立てる。 4-2 啓発活動のプログラムを作成する。 4-3 啓発活動を実施する。	投入		タスクフォースメンバーが業務を継続する。
	日本側 1.長期専門家：業務調整/研修計画 2.短期専門家： ・手話通訳者育成 ・手話指導教材作成 3.本邦研修 4.プロジェクト経費 5.運営指導調査	ミャンマー側 1.カウンターパート配置 -社会福祉局、リハビリテーション課長 -リハビリテーション課長 副課長 -リハビリテーション課長補佐 -マンダレーろう学校校長 -社会福祉局マンダレー支部 副支部長 -Mary Chapman ろう学校校長 2.専門家執務スペース 3.訓練スペース 4.プロジェクト活動経費の一部負担 (ワークショップ開催時の会場提供等)	前提条件

**RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE, THE MINISTRY OF SOCIAL WELFARE,
RELIEF AND RESETTLEMENT OF THE UNION OF MYANMAR
ON
PROJECT FOR SUPPORTING SOCIAL WELFARE ADMINISTRATION
- PROMOTION OF SOCIAL PARTICIPATION OF THE DEAF COMMUNITY- PHASE 2**

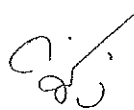
The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) exchanged views and had a series of discussions with the Department of Social Welfare, The Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (hereinafter referred to as “DSW”) with respect to desirable measures to be taken by JICA and DSW for the successful implementation of the Project for Supporting Social Welfare Administration-Promotion of Social Participation of the Deaf Community- Phase 2.

As a result of the discussions, JICA and DSW agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Nay Pyi Taw, ၂၅, ၃, ၂၀၁၁



Mr. Hideo Miyamoto
Chief Representative,
Myanmar Office,
Japan International Cooperation Agency



U Soe Kyi
Director General
Department of Social Welfare
Ministry of Social Welfare,
Relief and Resettlement
The Union of Myanmar

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE, THE MINISTRY OF SOCIAL WELFARE, RELIEF AND RESETTLEMENT

1. The Department of Social Welfare, the Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (hereafter referred to as "DSW") will implement the Project for Supporting Social Welfare Administration-Promotion of Social Participation of the Deaf Community- Phase 2 (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the MASTER PLAN, which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese and other country's experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of DSW, upon being delivered C.I.F. (cost, insurance and freight) to the Myanmar authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF MYANMAR PERSONNEL IN OTHER COUNTRIES INCLUDING JAPAN

JICA will receive the Myanmar personnel connected with the Project for technical training in other countries including Japan.



III. MEASURES TO BE TAKEN BY DSW

1. DSW will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. DSW will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Myanmar nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Union of Myanmar.
3. DSW will grant in the Union of Myanmar privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families, which are no less favorable than those accorded to experts of third countries working in the Union of Myanmar under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
4. DSW will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. DSW will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Myanmar personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Union of Myanmar, DSW will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Services of the Myanmar counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V; and
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above;



7. In accordance with the laws and regulations in force in the Union of Myanmar, DSW will take necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for transportation of the Equipment referred to in II-2 above within the Union of Myanmar as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges on the Equipment referred to in II-2 above, imposed in the Union of Myanmar; and
 - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Deputy Director General, DSW, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director, Rehabilitation Section, DSW, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese and other country's experts will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese and other country's experts will give necessary technical guidance and advice to the Myanmar counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and DSW during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.



VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS

DSW undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese and other country's experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Union of Myanmar except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese and other country's experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and DSW on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Union of Myanmar, DSW will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Union of Myanmar.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three years from the date of arrival of the first Japanese expert.

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS
ANNEX III	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF MYANMAR COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX V	LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VI	JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)



ANNEX I

MASTER PLAN

1. Objectives of the Project

(1) Overall Goal

DSW sustains training to Sign Language Supporters and sign language supporting services for promoting social participation of the Deaf.

(2) Project Purpose

Capacity of Sign Language Trainers to train Sign Language Supporters is improved by DSW.

2. Outputs of the Project

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

3. Activities of the Project

Output-1: System to train Sign Language Supporters and provide sign language support service is established by DSW.

1-1. To assess needs of sign language support.

1-2. To plan Sign Language Supporter training and sign language support service provision.

1-3. To conduct regular monitoring and evaluation.

Output-2: Training of Sign Language Trainers is implemented.

2-1. To select Sign Language Trainers and assess their teaching level on sign language.

2-2. To develop training program for Sign Language Trainers.

2-3. To implement training for Sign Language Trainers.

Output-3: Training of Sign Language Supporters is implemented by Sign Language Trainers.

3-1. To select Sign Language Supporters.

3-2. To develop training curriculum for Sign Language Supporters.

3-3. To implement training for Sign Language Supporters.

Output-4: Awareness raising activities on the Deaf and sign language are implemented.

4-1. To plan awareness raising activities.

4-2. To develop program of awareness raising activities.

4-3. To implement awareness raising activities.



ANNEX II

LIST OF JAPANESE AND OTHER COUNTRY'S EXPERTS

1. One long-term expert on Project Coordination and Training Planning.
2. Short-term experts (from Japan and other country's) with expertise in the following areas (tentative):

- Sign Language Teaching Method
- Sign Language Teaching Material Development
- Sign Language Interpreter Development
- Awareness Raising Activities

*The number of the experts is to be determined each year. The experts who are the Deaf will be accompanied by sign language interpreters.

3. Other experts mutually agreed upon as necessary.



ANNEX III

LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Machinery, equipment and materials agreed upon as necessary for the Project implementation by JICA and DSW.



ANNEX IV

**LIST OF MYANMAR COUNTERPART
AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL**

1. Counterpart personnel

DSW

Project Director

Deputy Director General

Project Manager

Director, Rehabilitation Section

Counterpart personnel

- (1) Deputy Director, Rehabilitation Section
- (2) Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
- (3) Assistant Director, Rehabilitation Section
- (4) Principal, Mandalay School for the Deaf
- (5) Deputy Director, Mandalay Division
- (6) Principal, Mary Chapman School for the Deaf

2. Administrative personnel

DSW will assign administrative personnel to facilitate the logistics required for the implementation of the Project as necessary.



ANNEX V

LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities including training spaces necessary for the Project
2. Office spaces and facilities necessary for the Japanese and other country's experts
3. Rooms and spaces necessary for installation and storage of the equipment
4. Other facilities mutually agreed upon as necessary



ANNEX VI

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will be held at least once a year and whenever necessity arises. Its functions are as follows:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project;
- (2) To review the progress of the annual work plan;
- (3) To review and exchange opinions on major issues that may arise during the implementation of the Project;
- (4) To discuss any other issue(s) pertinent to the smooth implementation of the Project.

2. Members

- (1) Chairperson: Director General, DSW
- (2) Vice Chairperson: Deputy Director General, DSW
- (3) Officials of DSW
 - a. Director, Rehabilitation Section
 - b. Deputy Director, Rehabilitation Section
 - c. Assistant Director, Disabled Rehabilitation Section
 - d. Assistant Director, Rehabilitation Section
 - e. Principal, Mandalay School for the Deaf
 - f. Deputy Director, Mandalay Division
- (4) Representatives of the organizations of the Deaf
 - a. President, Deaf Youth Development Centre
 - b. Chairman, Yangon Deaf Association
- (5) Representative of the school for the Deaf
 - a. Principal, Mary Chapman School for the Deaf
- (6) Representative of Sign Language Trainers
- (7) Representatives of JICA
 - a. Representative(s) of JICA Myanmar Office
 - b. Experts dispatched by JICA
 - c. Other personnel concerned, to be assigned by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Japanese Embassy in Myanmar and others may attend at the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s).



